「中国明清時代民事訴訟過程における婦女の身分と地位」 阿風氏(中国社会科学院歴史研究所副研究員)

本研究会においては、中国明清時代の民事訴訟に関する資料を用い、特にその民事訴訟過程における婦女の身分と地位の分析について報告された。ここで報告者が用いた「民事」とは、対象範囲を確定し、今日の民事事項に相当する法律関係を示すに過ぎない。当時の中国における所謂民事訴訟と刑事訴訟は、審理と判決面で一定の差異が見られたものの、伝統中国の成文法が採用していたのは刑法的な構造であったため、多くの面で法律上は区分されておらず、民事訴訟も非常に多くの面で刑事訴訟手続きを準用していた。それゆえ、本研究会で報告された中国明清時代民事訴訟過程における婦女の身分と地位の分析は、刑事訴訟の内容も含まれていることについて、予め説明された。

本題としては、第一に、法規定レベルから見た婦人の渉訟、すなわち(一)明清「状式条例」中の婦女に関する規定、(二)法律レベルの考察、(三)婦女告状を制限した原因、について説明された。そして、状式条例は婦女の訴訟行為を規定しており、婦女の訴訟過程中の身分と地位に対して直接に影響を与えたこと、及び国家がこれらの条款を制定しまた訴訟過程中に貫徹させたことは、これらの条款が国家法律規定の原則を体現していたことを示すこと、が指摘された。また、法律レベルでは、唐代から清代にかけて、国家法律は不断に婦女の渉訟に対する制限を強化し続け、明清両代には婦女告状の基本原則が正式に確立したことが指摘された。さらに、このように婦女告状が制限された原因としては、男は外を主とし、女は内を主とすという中国伝統社会における男女の社会関係の根本准則、婦人は軟弱であり、徒流・刑責に耐えないという中国伝統社会における認識、宋代における土地私有権の開始確立にともなう戸婚田土に関する民事案件数量の増加、及び元明代以降の節婦の優待・旌表制度に起因する婦女寡居現象の増加にともなう家族法中に占める寡婦の地位の突出から、婦女の渉訟に関する規定が明清時代の成文法によって調整を行うべき重要な内容となったこと、が指摘された。

第二に、民事訴訟資料における婦人渉訟の一般的考察として、(一)清代巴県档案(乾隆巻)(二)清代「淡新档案・民事編」を用い、 渉訟案件の類型、 婦女当事人の法的資格、 判決と処罰、 訴状の特徴等について、具体的に説明された。

第三に、婦女の民事訴訟過程における身分と地位として、 婦女の具詞は抱告(代告・代訴)を用いる、 婦人の誣告・混控は、抱告人を罪責する、 婦女を牽告する状況は比較的少ない、 婦女は自ら 堂訊を受けている、ことが指摘された。

最後に、以上のような民事訴訟過程中における婦女の身分と地位の分析を通じて、婦女が民事訴訟に参与する身分は、その家族法上の地位によって決定されると同時に、寡婦が渉訟することは常に一種の「婦を恃む」行為であるとみなされたこと、について説明された。「婦を恃む」とは、 伝統中国という男権社会において婦女は「孀居」「子幼」という状況下で欺凌を受ける対象になりやすく、同情を獲得しやすい寡婦が渉訟することは、しばしば「氏の孱孀なるを欺どって」とみなされた、 明清代以降、法律は婦女の渉訟を制限し、婦女は必ず人に由って抱告しなけらばならす、婦女が誣告・混控の場合は、抱告人が処罰されるのみで、婦女本人は体罰を受けるおそれが無かったことから「婦たるに恃み溌頼する」ことができたことを示す。このような「婦を恃む」という現象が生まれた原因は、裁判制度それ自体にあり、近世中国においても民事実体法的な規範が存在し、地方官の聴訟や判決の重要な基準であったものの、最終的な判決は現実社会の中で作用するあらゆる要素の影響を受けていたことが指摘された。

以上の報告後、モンゴル史の視点から元代の状況に関する質問が出される等、多くの質疑応答が行われ、日本語・中国語による活発な議論が交わされた。